

《記入例》

様式第2号（第6条関係）

※消えるペンは使用しないでください。

教育時間部分用

請求日 令和8年 〇月 〇日

国分寺市長 殿

施設等利用費請求書（償還払い用）

私立幼稚園（新制度移行園除く）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の施設等利用費

【 令和8年4月～令和8年9月分請求用 】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、国分寺市内に居住していることを国分寺市が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることを国分寺市が対象施設に確認すること。
- 利用料の支払状況が国分寺市が対象施設に確認すること。
- 課税

認定保護者名を記入または記名押印をしてください。

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	コクフンジ タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	〇〇年 〇月 〇日
氏名	国分寺 太郎	印		現住所	〒185-〇〇〇 国分寺市〇〇-〇-〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

認定番号が分からない場合、未記入で出してください。

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

認定種別（法第30条の4）	☒ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	〇〇〇〇〇〇
生年月日	〇〇年 〇月 〇日	フリガナ	コクフンジ ハナコ
令和8年4月1日～令和8年9月30日の間の住所		氏名	国分寺 花子
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入又は転出に該当した場合は転入・転出日を記入		年	月 日

期間中に転入転出した場合、その日をご記入ください。

国分寺市外の幼稚園在籍の場合はご記入ください。

フリガナ	コクフンジヨウチエン	所在地〒	
幼稚園等名称	こくぶんじ幼稚園	(市外の場合のみ記入)	電話
契約している利用料（何れかにレを記入し金額を記入）※1	☒ 月額 25,000 円 ☐ 日額	利用料の設定が月額を超える場合、 【当該利用料÷当該期間の月数】にて算出してください。	
令和8年4月1日～令和8年9月30日の間の住所	☒ 期間中在籍		
上記で、途中入園又は途中退園に該当した場合はその年月日を記入		年	月 日

※1 利用料の設定が月単位を超える（四分を算定し、月額欄の□にレを記入）※2 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、国分寺市指定の委

振込先口座は認定保護者の口座を記入してください。
異なる振込先を指定する場合は、委任状添付が必要です。
なお、お子様の口座は指定できません。

4. 償還払いの振込先を記入してください

金融機関名	〇〇〇 銀行・信用金庫 〇〇〇 支店	口座番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
農協・信用組合	出張所	口座名義（カタカナ）	コクフンジ〇〇〇

※2 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、国分寺市指定の委

空欄で提出してください

<裏面も記入してください>

※振込先口座の記入漏れがないか、今一度ご確認ください。

5. 施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

今年度分の入園料を支払った場合に記入 (a) ※3			入園年月日 (年 月 日) 入園料 (円)		
利用年月日	今年度分の支払った 入園料の 月額換算額 (b=a/在籍月数) ※3※4	支払った 月額利用料 (保育料) (c) ※3※5	支払額合計 (d=b+c)	月額上限額 (e) ※6	請求額 (dとeを比較して 小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
<u>利用料の欄は空欄のままご提出ください。</u> ご提出後、市にて金額を算出のうえお支払いいたします。 ※園で発行された【領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書】を必ず添付してください。					
年 月	円	円	円	円	円

※算出について

教育部分の無償化は月額最大25,700円となり、補助金は実際に負担すべき補助対象経費（入園料や保育料等）を限度として支給します。通園送迎費や食材費、行事費等は保護者の負担となります。

※入園料の月額換算は、今年度の入園料を当該年度の在籍（予定）月数で割った金額となります（小数点以下端数切捨て）。

例

今年度4月1日入園、入園料90,000円、月額保育料30,000円の場合

入園料7,500円（90,000円を12分割した額）＋保育料30,000円＝37,500円

この場合、給付額は月額25,700円となります。

※1か月あたりの入園料と保育料の合計額が30,700円より低い額の場合、給付額は低い方の額が補助額となります。なお、月の途中で退園もしくは入園した場合は、その月は日割り計算となります。

※月額上限額は、私立幼稚園は25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円です。